

一般会計等財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則、取得原価としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ① 昭和 59 年度以前に取得したものは再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 昭和 60 年度以後に取得したもの
ア 取得原価が判明しているものは取得原価
イ 取得原価が不明なものは再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(2) 無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則、取得原価としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ① 取得原価が判明しているものは取得原価
- ② 取得原価が不明なものは再調達原価

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券は償却原価法（定額法）により計算した額
ただし、取得価額と債券金額との差額について、重要性が乏しいと認められる場合、取得原価により計上しています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券等
ア 市場価格のあるものは会計年度末における市場価格
イ 市場価格のないものは取得原価
- ③ 出資金 出資金額

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によります。
- ② 無形固定資産 定額法によります。
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。以下、同じです。）により得た資産（以下、「リース資産」といいます。）
上記と同じく、定額法によります。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金で、連結対象団体（会計）に係るものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
なお、実質価額が回復する合理的な見通しがある場合はこの限りではありません。
- ② 徴収不能引当金
未収金については、決算年度を含めた過去 5 年間の不納欠損率の平均により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権についても同様としています。

なお、貸付金については、上記と同様の考えに基づきますが、未収金または長期延滞債権に移行したのちに不納欠損処理を行うことから、個別に回収可能性を検討し、必要と認められる場合に徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額）を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引により得たリース資産については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

それ以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

物品については、岩手県物品管理規則に定める重要物品の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、重要物品に準じて、取得価額または見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、国税庁の解釈（法人税法基本通達第7章第8節）によっています。

ただし、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合において、金額が100万円未満であるときには修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

団体（会計）名	確定債務額	未確定の損失補償債務等		総 額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表未計 上額	
一般財団法人ク リーンいわて事 業団	-	14 百万円	123 百万円	137 百万円
公益社団法人岩 手県農業公社	-	9 百万円	78 百万円	87 百万円
岩手県信用保証 協会	-	-	291,591 百万円	291,591 百万円
公益財団法人い わて産業振興セ ンター	-	-	17 百万円	17 百万円

(2) 係争中の訴訟等

現時点で係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている概要は次のとおりです。

類型	概 要	件数	損害賠償 請求金額
民事訴訟	県側の不法行為や債務不履行責任による損害賠償等を求める訴訟（国家賠償に基づくものを除く。）	3 件	2 百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計等	一般会計 母子父子寡婦福祉資金特別会計 県有林事業特別会計 林業・木材産業資金特別会計 沿岸漁業改善資金特別会計 中小企業振興資金特別会計 土地先行取得事業特別会計 公債管理特別会計 証紙収入整理特別会計
-------	--

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

想定企業会計（決算統計において、一般会計の中の特定の事業に係る収支を抽出し、独立の特別会計として取り扱う統計的処理）については、一般会計等には含まれますが、普通会計には含まれていません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	13.7	221.5

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 3,878 百万円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

明許繰越額 177,479 百万円

事故繰越額 20,951 百万円

計 198,430 百万円

(2) 貸借対照表にかかる事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

原則として、県有未利用資産等財産別活用・処分計画等において、売却方針とされている資産を計上しています。

イ 内訳

科目	貸借対照表の簿価
事業用資産／土地	1,225 百万円
事業用資産／建物	8 百万円

- ② 減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

- ③ 基金借入金（繰替運用）

歳計現金に一時的に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、基金から一時的な借入（繰替運用）を行っています。

その主な内容は、次のとおりです。

基金の名称	期間	繰替運用額
財政調整基金	R2. 4. 1～R2. 10. 26	18,329 百万円
〃	R2. 10. 27～R3. 3. 31	24,872 百万円
県債管理基金	R2. 4. 1～R3. 3. 31	21,702 百万円

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 730,754 百万円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

科目	評価額
標準財政規模	393,973 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,245 百万円
将来負担額	1,577,414 百万円
充当可能基金	69,875 百万円
充当可能特定財源見込額	53,058 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	730,754 百万円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額該当はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 21,838 百万円

② 既存の決算情報との関連性

区分	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	1,115,770 百万円	1,021,996 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	173,844 百万円	172,058 百万円
繰越金に伴う差額	△74,611 百万円	-
内部取引相殺による差額（一般会計等内部の繰入繰出し、地方消費税清算金収入・支出等）	△126,182 百万円	△126,182 百万円
資金収支計算書	1,088,820 百万円	1,067,872 百万円

県の歳入歳出決算書では「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（母子父子寡婦福祉資金特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、公債管理特別会計及び証紙収入整理特別会計）の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書上では収入として計上されていますが、統一的な基準による地方公会計ではこれを計上しないため、同額が相違します。

このほか、一般会計等内部における資金の移動（繰出、繰入）や、地方消費税清算金の収入・支出等に関しては、実質的な資金の動きを伴わないものと解釈し、収入と支出の相殺処理をしていることから、同額が相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	49,245 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	71,356 百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△ 19,663 百万円
減価償却費	△ 56,091 百万円
賞与等引当金繰入額	13,337 百万円
退職手当引当金繰入額	12,770 百万円
徴収不能引当金繰入額	20 百万円
資産除売却益（損）	△ 2,951 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 68,023 百万円

④ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 100,000 百万円